

悠遊健康村病院 院内掲示事項について

当院は保険医療機関の指定を受けています。

■ 入院基本料に関する事項

当院は下記のとおり看護職員を配置しています。なお病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。当院においては、患者の負担による付き添い看護は認められていません。

◇西 5 病棟 (51 床)

地域一般入院料 3

当病棟では 1 日に 9 人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
朝 8 時 30 分から夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 人以内です。
夕方 17 時から朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 22 人以内です。

◇西 4 病棟 (50 床)

障害者施設等入院基本料 (10 対 1 入院基本料)

当病棟では 1 日に 14 人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
朝 8 時 30 分から夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。
夕方 17 時から朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 22 人以内です。

◇西 3 病棟 (50 床)

回復期リハビリテーション病棟入院料 1

当病棟では 1 日に 11 人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
朝 8 時 30 分から夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。
夕方 17 時から朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 23 人以内です。

◇東 4 病棟 (50 床)

療養病棟入院料 2

当病棟では 1 日に 7 人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
朝 8 時 30 分から夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。
夕方 17 時から朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 22 人以内です。

◇東 3 病棟 (50 床)

回復期リハビリテーション病棟入院料 1

当病棟では 1 日に 10 人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
朝 8 時 30 分から夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。
夕方 17 時から朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 22 人以内です。

◇東 2 病棟 (49 床)

療養病棟入院料 2

当病棟では 1 日に 7 人以上の看護職員（看護師・准看護師）が勤務しています。
朝 8 時 30 分から夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。
夕方 17 時から朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 22 人以内です。

- 当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、関東信越厚生局長に届出を行って診療を行っています。

◇入院時食事療養、入院時生活療養について

当院では入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕方については午後 6 時以降）・適温で提供しています。

◇基本診療料の施設基準等に係る届出

- 電子的診療情報連携体制整備加算 3
- 一般病棟入院基本料（地域一般入院料 3）
- 療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 2）
- 障害者施設等入院基本料（10 対 1 入院基本料）
- 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- 診療録管理体制加算 2
- 特殊疾患入院施設管理加算
- 看護配置加算
- 看護補助加算 1
- 療養病棟療養環境加算 1
- 医療安全対策加算 2
- 医療安全対策地域連携加算 2
- 感染対策向上加算 3
- 連携強化加算
- サーベイランス強化加算
- データ提出加算 2 及び 4
- 入退院支援加算 2
- 地域連携診療計画加算
- 総合機能評価加算

◇特掲診療料等の施設基準に係る届出

- 救急患者連携搬送料 2
- 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- CT 撮影及びMR I 撮影（4 列以上 16 列未満）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- 初期加算
- 急性期リハビリテーション加算
- 集団コミュニケーション療法料
- 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- 透析液水質確保加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料

◇その他

酸素の購入価格の届出

■ 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■ 医療安全管理について

当院では、安全な医療を提供するために医療安全管理部門を設置しています。専任の医療安全管理者等が各部署と連携して医療安全の確保し、インシデント等の報告を分析して改善につなげることで組織的な医療安全対策を行っています。また、個々の職員の安全に対する意識の向上を図るため職員研修を計画的に実施し、病院全体で医療安全対策に取り組んでいます。さらに、医療安全対策の質の向上のために立川総合病院と連携し、医療安全相互評価を実施しています。

なお、患者及びご家族から医療安全管理指針の閲覧を求められた場合は、いつでも応じますのでお申し出ください。

◇患者相談窓口について

当院では皆様の疑問や意見等にお答えする窓口を設置しており、事務長、総看護師長等による相談や支援が受けられます。詳しくは1階総合受付にお尋ねください。

(受付時間：平日 午前8時30分から午後5時)

ご相談内容

- ・診療、療養に関するご相談
- ・医療安全に関するご相談
- ・医療費に関するご相談
- ・退院後の各種支援制度、介護保険に関するご相談
- ・サービスに関するご意見・ご相談

■ 感染対策の取り組みについて

当院では、患者及び医療従事者双方を感染の危険から守るために、病院全体で感染防止と感染抑制の対策に取り組んでいます。感染制御チームを設置し、定期的に職員に対して院内感染対策に関する研修を行い、院内感染発症の予防と発生時の速やかな対応を行っています。

また、連携医療機関である立川総合病院に、感染症の発生状況や抗菌薬の使用状況等について報告をし、助言を受けています。加えて、連携医療機関が定期的に開催する院内感染対策に関するカンファレンスへの参加や、新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携を行っています。詳しくは各階に掲示してある「悠遊健康村病院 感染管理指針」をご覧ください。

■ 電子的診療情報連携体制整備加算 3 について

当院はオンライン請求を行っています。また、オンライン資格確認を行う体制を有し、取得した情報（薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報）を活用して診療を行い、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

■ 保険外負担に関する事項について

当院では、以下の項目についてその使用料・利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。（表示料金は消費税込の金額です）

◇特別の療養環境の提供（室料差額）

- ・特別室 1 人室（1 室 1 床）：505 号室

料金：11,000 円／1 日

（トイレ・バス・洗面・冷蔵庫・流し・電子レンジ・応接セット）

- ・1 人室（9 室 9 床）：301 302 303 401 402 403 501 502 503 号室

料金：5,500 円／1 日

（トイレ・洗面・冷蔵庫・小机・椅子）

◇入院期間が 180 日を超える入院

通算入院期間が 180 日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者を除き、別途料金が必要となります。

- ・1 日につき 1,010 円～1,655 円（通算対象入院料の基本点数の 15%相当）

◇医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療について

患者の希望により、医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療につきましては、以下のとおり特別に料金を徴収させていただきます。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） | 2,695 円/1 単位 |
| ・廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ） | 1,980 円/1 単位 |
| ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | 2,035 円/1 単位 |
| ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ） | 935 円/1 単位 |

◇実費負担に関するお願い

当院では、健康保険による療養の給付とならないものを提供した場合に、実費の負担をお願いしています。下記以外のものに関しても実費にてご負担いただくものについて一覧表を備えておりますので、詳しくは受付までお問い合わせください。

- ・補助食品（アイソカルゼリー 122 円、プロテインゼリー 130 円など）
- ・診断書料・証明書料 内容により 1,100 円～11,000 円 等

なお、当院では、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接した関連「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は、行っていません。